

令和6年4月26日

平塚市監査委員 市川喜久江  
同 城田孝子  
同 山原栄一  
同 秋澤雅久

### 監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

#### 記

- 1 監査実施対象課  
総務部 庁舎管理課
- 2 監査実施日  
令和6年2月19日
- 3 監査結果の公表日  
令和5年3月22日（平塚市監査委員公表第4号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 収入事務において、行政財産使用料について納期限の設定誤りが散見された。 平塚市財務規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	財務に関する事務 (1) 行政財産使用許可に伴う許可条件に「使用料は、年額前納とし、納入通知書（又は納付書）に記載の日までに納付すること。」という文言を追加し、納付期限の設定を課内で再確認しました。

- ~~~~~
- 1 監査実施対象課  
産業振興部 農水産課
  - 2 監査実施日  
令和6年2月19日
  - 3 監査結果の公表日  
令和5年3月22日（平塚市監査委員公表第4号）

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 一般会計の収入事務において、漁港施設使用料について納期限の設定誤り及び督促状の送付遅延が見受けられた。また、水産物地方卸売市場事業特別会計の収入事務において市場施設の使用指定に係る事務手続き漏れがあった。</p> <p>前々回及び前回の監査においても収入事務等について指摘事項があり、再発防止に取り組んでいくとのことであったが、今回の監査においても事務処理誤りが指摘されたことは誠に遺憾であり、事務執行体制に課題があると言わざるを得ない。</p> <p>誤った事務処理が生じた原因をしっかりと分析した上で、事務引継ぎの徹底や事務処理マニュアルの再点検など実効性のある具体的な防止策を講じるとともに、管理職・上席者によるチェック機能を働かせ、組織として確実かつ適切に事務執行する体制を構築されたい。</p>	<p>財務に関する事務</p> <p>(1) 業務が多岐にわたることから、各担当に経理担当者を配置し、担当長とともに複数の職員でチェックする体制を整えてきましたが、改めて今回、対応しきれていないことが判明しました。このため、再度、管理体制の整備について検討し、次のとおり対応することといたしました。</p> <p>ア 予算議決後速やかに、案件名、調定日、納期限、金額等を管理するエクセル表を作成し、定期的に課長担当長会議で議事として取り上げ、確認を行います。また、臨時的な使用許可等の歳入については、起案時に調定伝票の起票日と納期限、督促状送付日等を要旨に記載して、漏れのないようにしていきます。</p> <p>イ 従来から取り組んできた、庁内ポータルスケジュールに納期限を記載することについて、再度課内周知し、確認の徹底を図ります。</p> <p>ウ 携わる業務の根拠等を的確に把握するとともに、責任ある業務への取り組みを実践するため研修に積極的に参加し、スキルアップを図ります。</p>

以 上